

佐賀県告示第 249 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成 30 年 6 月 22 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 所在地 | 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域の区域 |
|------------------------|--|---------------------|-------------|
| 西松浦 郡有田 町大木 宿 | 八郎山 1 (402 -005) 下野山 1 (402 -074) 平 2 (402 -077) | 急傾斜地 の崩壊 | 次の図のとおり |
| 西松浦 郡有田 町桑木 原 | 伊古石川- 1 (402 -001_1) 伊古石川- 2 (402 -001_2) 伊古石川- 3 (402 -001_3) | 土石流 | |
| 西松浦 郡有田 町下本 | 北下村 4 (402 -098) | 急傾斜地 の崩壊 | |
| 西松浦 郡有田 町山本 | 浄源寺川- 4 (402 -002_4) | 土石流 | |

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土整備部河川砂防課及び伊万里土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)